

## 随意契約結果書

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量                   | 平成28年度道の駅厳木浄化槽清掃及び保守点検                     |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長<br>佐賀市新中町5-10 |
| 契約締結日                        | 平成28年 4月 1日                                |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | 株式会社松浦環境センター<br>唐津市相知町大字相知2399-2           |
| 契約金額<br>(消費税及び地方消費税含む)       | ¥1,181,213-                                |
| 予定価格<br>(消費税及び地方消費税含む)       | ¥1,181,213-                                |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり                                     |
| 備考                           |  |

## 随意契約理由書

1. 業務名 : 平成28年度道の駅巖木浄化槽清掃及び保守点検
2. 随意契約の相手方 : 株式会社松浦環境センター  
住所 佐賀県唐津市相知町相知2399番地2  
電話 0955-62-2754
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
4. 随意契約に付する理由

浄化槽の清掃及び保守点検を行うものは、浄化槽法第48条の規定により「都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる」とされている。佐賀県においては、佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項により「浄化槽保守点検業を営もうとするものは、知事の登録を受けなければならない」とする制度を設けている。

また、同条例第10条第1項により「浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、及び当該営業所に浄化槽管理士を置かなければならない」とされており、さらに同条第2項により「浄化槽管理士は、営業区域に係る市町ごとに専任でなければならない」とされている。

唐津市（旧巖木町地区）を営業区域として佐賀県知事の登録を受けている業者で、かつ、本業務の履行可能な者は、上記業者が唯一の者であることが確認されたところである。

よって、履行可能な者は上記業者に限定されることから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号を適用し、随意契約するものである。

（随意契約理由書作成者）

佐賀国道事務所交通対策課長